

広島県告示第二百二十五号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成二十二年広島県条例第十六号）附則第六項の規定に基づき、広島港廿日市地区及び尾道糸崎港機織地区の岸壁であつて知事が別に指定するものを次のように定め、平成二十二年五月一日から施行する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 広島港廿日市地区

施設 の 名称	位 置
廿日市昭南岸壁	廿日市市木材港南一三四四番地先、一三四五番地先、一三四六番地先、一三四八番地先、一三五〇番地先及び一三五一番地先
廿日市一号ドルフィン	広島市佐伯区五日市港四丁目一三番七地先、一三番二七地先
廿日市二号ドルフィン	及び廿日市市木材港北一〇八五番地先
廿日市三号ドルフィン	
廿日市四号ドルフィン	

二 尾道糸崎港機織地区

施設 の 名称	位 置
南松永西三号岸壁	福山市南松永町四丁目八七番
南松永西ドルフィン	福山市南松永町四丁目六二番地先、七七番地先及び八七番地先